

令和元年(ワ)第33338号
新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求事件

原告 半澤一宣
被告 西日本旅客鉄道株式会社 他2名

準備書面(追加分)

2020(令和2)年3月23日

東京地方裁判所 民事第16部 御中

原告 半澤一宣

本年2月27日付で、被告JR九州が、本件訴訟と関連ある内容を含んだ報道発表資料を公開しました。

よって、この準備書面を追加提出することにしました。

この書面で記すのは訴状における請求の趣旨の1(喫煙ルーム廃止請求)に関する事柄のみで、請求の趣旨の2(損害賠償請求)に関する事柄はございません。

よろしくお願いいたします。

1. 被告JR西日本への求釈明

求釈明の趣旨

在来線(新幹線以外の線区)では夜行寝台列車を除く全列車で完全禁煙を実施している一方で、なぜ東海道～山陽～九州新幹線だけは喫煙ルームを存置し、すなわち全面禁煙化に踏み切らなくても、三次喫煙を含む受動喫煙の防止に努めている(健康増進法第25条に違反していない)と言えるのかについて、その医学的・科学的な合理性を明らかにしてください。

求釈明の理由

新幹線車両と在来線車両とを比べると、最大寸法など工学上の違いは様々ありますが、基本的な構造面での違いはありません。

また被告JR西日本は、在来線の列車については2009(平成21)年6月1日から、夜行の寝台列車を例外として、それ以外の全列車完全禁煙を実施しています。

更にJR東日本管内の、東北・山形・秋田・上越・長野の各新幹線(注)では、もっと早く、2007(平成19)年3月18日のダイヤ改正で、全列車完全禁煙を実現しています。

(注:長野新幹線改め北陸新幹線の長野～金沢間が開業したのは2015(平成27)年3月14日で、北陸新幹線も開業当初から全列車完全禁煙です)

これらの一方で、なぜ東海道～山陽～九州新幹線の列車(車両)でだけは、今日に至るまで喫煙ルームを存置し、すなわち全面禁煙化に踏み切らなくても、三次喫煙を含む受動喫煙の防止に努めている(健康増進法第25条に違反していない)と言えるのかについて、被告JR西日本はこれまでに何も科学的な説明を行っていないではないかという疑問が生じています。

このことは、原告が【甲9号証】として示した質問状で被告JR西日本へ説明を求めた

のに対して、被告ＪＲ西日本が【甲10号証】として示した回答書で何ら科学的な説明を行っていないことから明らかです。

同様に被告ＪＲ西日本は、【甲1号証】【甲3号証】【甲5号証】【甲7号証】として示した禁煙推進学術ネットワーク発出の要望書に対する回答書（【甲2号証】【甲4号証】【甲6号証】【甲8号証】として示したもの）においても、上に記したのと同様の科学的な説明を一切行っていません。

よって原告は、被告ＪＲ西日本に対して、上に記した疑問についての医学的・科学的な説明を行うよう求めます。

なお被告ＪＲ西日本が、この疑問に対して、医師や大学教授などの専門家でも納得できる科学的な根拠を示せないのであれば、被告ＪＲ西日本が本年1月20日付の答弁書で明らかにした原告と争う旨の主張は、公序良俗に反した不当なものであることとなります。

なぜなら、それは被告ＪＲ西日本が、三次喫煙を含む受動喫煙の防止のために廃止すべき新幹線列車内の喫煙ルームを廃止しないという、健康増進法第25条に違反した不作為について、

「この不作為には科学的な正当性は無いが、今後も容認せよ」

と主張するのと同じことになってしまう理屈だからです。

よって原告は、被告ＪＲ西日本に対して、原告と争う旨の答弁を取り下げることと、すみやかに喫煙ルーム全廃＝全列車完全禁煙化に向けた準備作業に着手することも、合わせて求めます。

2. 被告ＪＲ東海への求釈明

求釈明の趣旨

在来線（新幹線以外の線区）では夜行寝台列車を除く全列車で完全禁煙を実施している一方で、なぜ東海道～山陽～九州新幹線だけは喫煙ルームを存置し、すなわち全面禁煙化に踏み切らなくても、三次喫煙を含む受動喫煙の防止に努めている（健康増進法第25条に違反していない）と言えるのかについて、その医学的・科学的な合理性を明らかにしてください。

求釈明の理由

新幹線車両と在来線車両とを比べると、最大寸法など工学上の違いは様々ありますが、基本的な構造面での違いはありません。

また被告ＪＲ東海は、在来線の列車については、2009(平成21)年6月1日から、夜行の寝台専用列車を例外として、それ以外の全列車完全禁煙を実施しています。

更にＪＲ東日本管内の、東北・山形・秋田・上越・長野の各新幹線（注）では、もっと早く、2007(平成19)年3月18日のダイヤ改正で、全列車完全禁煙を実現しています。

（注：長野新幹線改め北陸新幹線の長野～金沢間が開業したのは2015(平成27)年3月14日で、北陸新幹線も開業当初から全列車完全禁煙です）

これらの一方で、なぜ東海道～山陽～九州新幹線の列車（車両）でだけは、今日に至るまで喫煙ルームを存置し、すなわち全面禁煙化に踏み切らなくても、三次喫煙を含む受動喫煙の防止に努めている(健康増進法第25条に違反していない)と言えるのかについて、被告ＪＲ東海はこれまでに何も科学的な説明を行っていないではないかという疑問が生じています。

このことは、原告が【甲19号証】として示した要望書で被告ＪＲ東海へ説明を求めたのに対して、被告ＪＲ東海が【甲20号証】として示した回答書で何ら科学的な説明を行っていないことから明らかです。

同様に被告ＪＲ東海は、【甲11号証】【甲13号証】【甲15号証】【甲17号証】として示した

禁煙推進学術ネットワーク発出の要望書に対する回答書（【甲12号証】【甲14号証】【甲16号証】【甲18号証】として示したもの）においても、上に記したのと同様の科学的な説明を一切行っていません。

よって原告は、被告JR東海に対して、上に記した疑問についての医学的・科学的な説明を行うよう求めます。

なお被告JR東海が、この疑問に対して、医師や大学教授などの専門家でも納得できる科学的な根拠を示せないのであれば、被告JR東海が本年1月20日付の答弁書で明らかにした原告と争う旨の主張は、公序良俗に反した不当なものであることとなります。

なぜなら、それは被告JR東海が、三次喫煙を含む受動喫煙の防止のために廃止すべき新幹線列車内の喫煙ルームを廃止しないという、健康増進法第25条に違反した不作為について、

「この不作為には科学的な正当性は無いが、今後も容認せよ」

と主張するのと同じことになってしまう理屈だからです。

よって原告は、被告JR東海に対して、原告と争う旨の答弁を取り下げることと、すみやかに喫煙ルーム全廃＝全列車完全禁煙化に向けた準備作業に着手することも、合わせて求めます。

3. 被告JR九州への求釈明

求釈明の趣旨

在来線（新幹線以外の線区）では全列車で完全禁煙を実施している一方で、なぜ東海道～山陽～九州新幹線だけは喫煙ルームを存置し、すなわち全面禁煙化に踏み切らなくても、三次喫煙を含む受動喫煙の防止に努めている（健康増進法第25条に違反していない）と言えるのかについて、その医学的・科学的な合理性を明らかにしてください。

求釈明の理由

被告JR九州は、【甲30号証】として示した文書において、今回の全面禁煙実施は「受動喫煙防止の徹底を図るため」である旨の説明をしています。

ところが、これの内容をよく読むと、今回全面禁煙化に踏み切るのは在来線だけで、新幹線については熊本駅の新幹線ホームと鹿児島中央駅の新幹線改札内コンコースの2ヶ所（以下、この2ヶ所のことを「新幹線の駅構内」といいます）の喫煙ルームだけは例外として引き続き存置させる、すなわち全面禁煙化には踏み切らないことがわかります。

この例外措置が、直通運転先の山陽新幹線、更には東海道新幹線では駅構内に喫煙ルームを存置していることとの整合性を保つためであろうことは、容易に想像できます。

しかし、被告JR九州が言う「受動喫煙の防止を徹底」するとの観点からは、その医学的・科学的合理性を説明することはできません。

新幹線の駅構内の喫煙ルームで喫煙してすぐに列車に乗り込んだ客が、列車内で肺の中に残っている残留タバコ煙を呼吸に伴って少しずつ吐き出し、乗り合わせた客に三次喫煙による健康被害を強要してしまうという問題を、防ぐことができないからです。

このことは【甲21号証】【甲23号証】【甲25号証】として示した要望書のそれぞれ2ページ目で、禁煙推進学術ネットワークが被告JR九州に対して過去に繰り返し指摘し続けていました。

また被告JR九州は、本年1月20日付の答弁書中「第2 『紛争の要点（請求の原因）』に対する認否」において、上記【甲21号証】【甲23号証】【甲25号証】として示した要望書を受領していたことを認めています。

ですから被告JR九州は、新幹線・在来線を問わず駅構内に設置した喫煙ルームが上に記した三次喫煙の強要＝「煙の暴力」を誘発する原因になることを、遅くとも【甲21号証】

として示した要望書を受領した2010(平成22)年までには認識していたことは明らかです。

更に、新幹線の駅施設の構造には、例えば施設全体が特殊な空気清浄機の影響下で管理されているといった、在来線の駅施設のそれと異なる要素は、過去から今日に至るまで何も存在しません。

これらのことを踏まえれば「新幹線の駅構内でだけは喫煙ルームを存置しても三次喫煙を含む『受動喫煙防止の徹底を』図ったことになる」と言える医学的・科学的な根拠は、何も存在するはずがありません。

よって、被告JR九州が、三次喫煙を含む受動喫煙の防止のため廃止すべき新幹線の駅構内の喫煙ルームを廃止せず、今後も存置し続けるという不作為が、健康増進法第25条に違反したものであることは明らかです。

これと同様のことは、新幹線車両と在来線車両との関係についても当てはまります。

新幹線車両と在来線車両とを比べると、最大寸法など規格上の違いは様々ありますが、基本的な構造面での違いはありません。

また被告JR九州は、在来線の列車については、2009(平成21)年3月14日のダイヤ改正で、全列車完全禁煙を実施しています。

更にJR東日本管内の、東北・山形・秋田・上越・長野の各新幹線(注)では、もっと早く、2007(平成19)年3月18日のダイヤ改正で、全列車完全禁煙を実現しています。

(注：長野新幹線改め北陸新幹線の長野～金沢間が開業したのは2015(平成27)年3月14日で、北陸新幹線も開業当初から全列車完全禁煙です)

これらの一方で、なぜ東海道～山陽～九州新幹線の列車(車両)でだけは、今日に至るまで喫煙ルームを存置し、すなわち全面禁煙化に踏み切らなくても、三次喫煙を含む受動喫煙の防止に努めている(健康増進法第25条に違反していない)と言えるのかについて、被告JR九州はこれまでに何も科学的な説明を行っていないではないかという疑問が生じています。

このことは、原告が【甲27号証】として示した要望書で被告JR九州へ説明を求めたのに対して、被告JR九州が【甲28号証】として示した回答書で何ら科学的な説明を行っていないことから明らかです。

同様に被告JR九州は、上掲【甲21号証】【甲23号証】【甲25号証】の要望書に対する回答書(【甲22号証】【甲24号証】【甲26号証】として示したもの)においても、同様の科学的な説明を一切行っていません。

よって原告は、被告JR九州に対して、上に記した疑問についての医学的・科学的な説明を行うよう求めます。

なお被告JR九州が、この疑問に対して、医師や大学教授などの専門家でも納得できる科学的な根拠を示せないのであれば、被告JR九州が本年1月20日付の答弁書で明らかにした原告と争う旨の主張は、公序良俗に反した不当なものであることとなります。

なぜなら、それは被告JR九州が、三次喫煙を含む受動喫煙の防止のために廃止すべき新幹線列車内の喫煙ルームを廃止しないという、健康増進法第25条に違反した不作為について、

「この不作為には科学的な正当性は無いが、今後も容認せよ」

と主張するのと同じことになってしまう理屈だからです。

よって原告は、被告JR九州に対して、原告と争う旨の答弁を取り下げることと、すみやかに喫煙ルーム全廃＝全列車完全禁煙化に向けた準備作業に着手することも、合わせて求めます。

以上